



熊本県公報

第13155号
令和4年(2022年)
8月19日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第15条第1項に基づく医師の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 個人県民税の控除対象寄附金募集者の主たる事務所の変更…………… (税務課) 2

公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 2
- 熊本県天草ビジターセンターに係る第7期指定管理者の募集…………… (自然保護課) 2
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 4
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (") 4
- 熊本都市計画道路(中九州横断道路大津熊本線)の変更(熊本
本市決定)の縦覧…………… (都市計画課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 5
- 球磨川水系河川整備計画[県管理区間]の策定…………… (河川課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 5

登 載 依 頼

- 熊本県地域医療対策協議会の開催…………… (地域医療対策協議会) 6
- 計画段階環境配慮書の一般意見の募集…………… (株式会社星山商店) 7
- 令和4年度(2022年度)校務用コンピュータ等の賃貸借
に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… (教育政策課) 8

告 示

熊本県告示第585号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。

令和4年(2022年)8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
小児科	百崎 謙	独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター 合志市須屋2659番地	令和4年(2022年) 7月28日
脳神経外科	工藤 真励 奈	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目2番1号	令和4年(2022年) 7月28日
眼科	福島 亘希	地方独立行政法人くまもと県北病院 玉名市玉名550番地	令和4年(2022年) 7月28日
整形外科	上野 智規	社会医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡菊陽町原水2921番地	令和4年(2022年) 7月28日
神経内科	永利 知佳 子	独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター 合志市須屋2659番地	令和4年(2022年) 7月28日
循環器内科	石田 俊史	阿蘇医療センター 阿蘇市黒川1266	令和4年(2022年) 7月28日

熊本県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年（2022年）8月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）8月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	菊池市泗水町豊水字上友田平 3730番2地先から	193.6	道路補修
一般県道	原植木線	菊池市泗水町豊水字道上 3625番7地先まで		

2 供用を開始する期日 令和4年（2022年）9月11日

熊本県告示第587号

熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）第19条の3の6第1項第1号の規定により個人県民税寄附金税額控除対象寄附金に係る変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年（2022年）8月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 変更年月日 令和3年（2021年）11月1日
- 2 寄附金募集者の名称 学校法人東海大学
- 3 寄附金募集者の変更内容 主たる事務所の所在地
- 4 変更後の主たる事務所の所在地 東京都渋谷区富ヶ谷二丁目10番2号

公 告**熊本県公告第566号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年（2022年）8月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 人吉市西間下町95番地3
- 2 築造者の氏名 九州総合不動産株式会社
- 3 道路の位置 人吉市瓦屋町字宮ノ久保1807番13及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.01メートル
- 5 道路の延長 35.00メートル
- 6 指定年月日 令和4年（2022年）8月2日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第10号

熊本県公告第567号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和4年（2022年）8月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称 熊本県天草ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）
 - (2) 所在地 上天草市松島町合津6311番1号地内
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 11,410.50平方メートル（駐車場 約3,000平方メートルを含む。）
イ 主な建物 ビジターセンター（鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積427.43平方メートル）
 - (4) 施設の概要
ビジターセンター（事務室、カウンター、レクチャールーム、企画展示コーナー、機械室、倉庫）、公衆トイレ、ポンプ室及び駐車場
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説
 - (2) その他ビジターセンター設置の目的を達成するために必要な業務

- 3 指定管理者の指定の期間
令和5年(2023年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から熊本県に対する窓口として代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ウ)及び(エ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
エ 申請については、一のグループにつき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
オ 代表団体は(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、その他の構成員は(1)から(7)まで(2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
なお、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
ア 指定管理者指定申請書(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)別記様式)
イ 熊本県天草ビクターセンター指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 申請の日のある当該法人の登記事項証明書
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)
ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税(県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
ケ その他知事が必要と認める書類
(ア) 熊本県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金の請求・受領をすする団体等を明らかにした書類)
(ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと及び手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないことを証する書面
(エ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく暴力団との関係の確認に関するの申立書
 - (2) 申請書類の提出先
熊本県環境生活部環境局自然保護課自然環境・公園班(県庁行政棟新館5階)
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2274(直通)
 - (3) 提出期間
令和4年(2022年)9月9日(金)から令和4年(2022年)9月20日(火)までの日(熊本県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着とする。
電子メール又はファクシミリでの提出は受け付けない。
 - (4) 提出部数
2部

- 6 指定管理候補者の選定
令和4年(2022年)9月下旬に開催予定の指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に熊本県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5(2)に掲げる場所で、令和4年(2022年)8月19日(金)から令和4年(2022年)9月20日(火)までの間に交付する。
- 8 説明会
現地説明会への参加を希望する場合は、令和4年(2022年)8月29日(月)までに、5(2)に対し、電話により法人等の名称、参加者の氏名及び現地説明会の開催希望日を伝えその参加を申し込むこと。
なお、現地説明会の開催日時(令和4年(2022年)9月中旬予定)及び開催場所については、9月上旬を目途に参加希望者に電話により連絡する。
- 9 留意事項
 - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、熊本県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、熊本県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、ビジターセンターの維持管理に係る経費とする。
 - (4) 問合せ先
5(2)に同じ。

熊本県公告第568号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営藤井・日置地区土地改良事業(区画整理)の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和4年(2022年)8月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営藤井・日置地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年(2022年)8月22日から令和4年(2022年)9月16日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第569号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営藤井・日置地区土地改良事業(暗渠排水)の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和4年(2022年)8月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営藤井・日置地区土地改良事業(暗渠排水)計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年(2022年)8月22日から令和4年(2022年)9月16日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画道路（中九州横断道路大津熊本線）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
令和4年（2022年）8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字押切1334番、同1343番の一部及び同1344番の一部
1,211.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地
千里殖産株式会社

熊本県公告第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字中明午1661番311、同1661番312及び同1661番313
3,596.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
山鹿市鍋田178番地1
株式会社LibWork

熊本県公告第573号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字西光寺3249番4
264.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区画図町大字下無田1145番地4 グランメール102
中田 仁
中田 小百合

熊本県公告第574号

一級河川球磨川水系に係る河川整備計画〔県管理区間〕を策定したので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第6項の規定により公表する。

なお、公表は、当該河川整備計画を縦覧に供することにより行うものとし、縦覧の場所及び縦覧を開始する日は、次のとおりとする。

令和4年（2022年）8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧場所
熊本県土木部河川港湾局河川課、熊本県県南広域本部土木部工務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局土木部工務第一課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局土木部工務第一課
- 2 縦覧を開始する日
令和4年（2022年）8月19日

熊本県公告第575号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項

の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年(2022年)8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー荒尾店
荒尾市宮内字下井手道1092番17

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
マミーズ株式会社 代表取締役 大賀 昭司	福岡県柳川市筑紫町334番地16

3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
マミーズ株式会社 代表取締役 大賀 昭司	福岡県柳川市筑紫町334番地16

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年(2023年)4月6日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,603平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側及び南側 76台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 50平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北西側 5.85立方メートル
建物内北側 5.04立方メートル
合計 10.89立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

8 届出年月日

令和4年(2022年)8月5日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県玉名地域振興局総務振興課

令和4年(2022年)8月19日から令和4年(2022年)12月19日まで

10 その他

法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和4年(2022年)12月19日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

登載依頼

熊本県地域医療対策協議会公告第1号

熊本県地域医療対策協議会を次のとおり開催する。

令和4年(2022年)8月19日

熊本県地域医療対策協議会会長

1 開催日時

令和4年(2022年)9月1日(木)午後2時から午後3時半

2 開催場所

熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ3階 たい樹

3 議題

- (1) 令和5年度(2023年度)専門研修プログラムに係る厚生労働省への意見について(公開)
- (2) 令和5年度(2023年度)専攻医シーリング枠外対象者について(非公開)
- (3) 熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラムの更新について(政策医療分野の新設)(公開)

4 報告

- (1) 令和2年(2020年)医師・歯科医師・薬剤師統計結果について(公開)

5 傍聴者の定員

10人

6 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

7 傍聴に当たっての留意事項

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、発熱や咳、全身倦怠感等の症状がある場合及びマスク着用がない場合は会場に入ることができません。

8 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県地域医療対策協議会事務局(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)

(電話096-333-2204)

公告

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。)第4条の3第1項の規定により作成した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)について、条例第4条の6及び熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)第3条の8第1項の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年(2022年)8月19日

株式会社星山商店 代表取締役 星山 一憲

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 株式会社星山商店
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 星山 一憲
- (3) 主たる事務所の所在地 熊本市北区武蔵ヶ丘九丁目5番76号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 (仮称)山都町蘇陽地区管理型最終処分場及び中間処理場
- (2) 種類 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の設置の事業
- (3) 規模 埋立面積 約92,000平方メートル

3 事業実施想定区域の位置

熊本県上益城郡山都町東竹原西大道675番2 外32筆

4 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

(1) 場所

- ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
- イ 山都町役場本庁(1階)
- ウ 山都町蘇陽支所(1階)
- エ 山都町清和支所(1階)
- オ 高森町役場(1階)
- カ 高森町草部出張所(1階)

- (2) 期間 令和4年(2022年)8月22日(月)から令和4年(2022年)9月21日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (3) 時間 午前8時30分から午後5時00分まで(開庁時間に準ずる)

- (4) 電子縦覧 <https://hoshiyama-group.co.jp/>

5 意見書の提出

配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。

6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- (1) 提出期限 令和4年(2022年)9月21日(水)(当日消印有効)
- (2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問合せ先への郵送

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称

ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載すること。)

7 問合せ先

〒861-8001
熊本市北区武蔵ヶ丘9丁目5番76号
株式会社星山商店 企画開発部 池田 光博
電話 096-337-8686

熊本県教育委員会公告第35号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年（2022年）8月19日

熊本県教育長 白石 伸 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
令和4年度（2022年度）校務用コンピュータ等の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年（2022年）6月28日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
4,827,900円（うち消費税及び地方消費税の額438,900円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年（2022年）5月17日